

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

- | | |
|------------------------|------------------------------------|
| ○ 福島県企業局財務規程の一部を改正する規程 | ○ 福島県病院局財務規程の一部を改正する規程 |
| ○ 福島県企業局財務規程の一部を改正する規程 | ○ 福島県病院局組織規程の一部を改正する規程 |
| ○ 福島県病院局財務規程の一部を改正する規程 | ○ 福島県病院局処務規程の一部を改正する規程 |
| ○ 福島県病院局財務規程の一部を改正する規程 | ○ 福島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程 |
| ○ 福島県病院局財務規程の一部を改正する規程 | ○ 福島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程 |
| ○ 福島県病院局財務規程の一部を改正する規程 | ○ 福島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程 |
| ○ 福島県病院局財務規程の一部を改正する規程 | ○ 福島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程 |
| ○ 福島県病院局財務規程の一部を改正する規程 | ○ 福島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程 |
| ○ 福島県病院局財務規程の一部を改正する規程 | ○ 福島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程 |
| ○ 福島県病院局財務規程の一部を改正する規程 | ○ 福島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程 |

福島県企業局

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成23年3月31日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県企業局管理規程第3号

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程

福島県企業局財務規程(昭和44年福島県企業局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

第185条第1項中「年3.3パーセント」を「年3.1パーセント」に改める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(経営企画課)

福島県病院局

福島県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成23年3月31日

福島県病院局事業管理者 高地 英夫

福島県病院局管理規程第5号

福島県病院局財務規程の一部を改正する規程

一部を改正する規程

福島県病院局財務規程(平成16年福島県病院局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

附則第9項中「平成23年3月1日から同年3月31日までの間」を「企業管理規程で定める期間」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(病院総務課)

福島県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成23年3月31日

福島県病院局事業管理者 高地 英夫

福島県病院局管理規程第6号

福島県病院局財務規程の一部を改正する規程

福島県病院局財務規程(平成16年福島県病院局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第180条第1項中「年3.3パーセント」を「年3.1パーセント」に改める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(病院総務課)

福島県病院局組織規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成23年3月31日

福島県病院局事業管理者 高地 英夫

福島県病院局管理規程第7号

福島県病院局組織規程の一部を改正する規程

福島県病院局組織規程の一部を改正する規程(平成22年福島県病院局管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

附則中「同年4月1日」を「企業管理規程で定める日」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(病院総務課)

福島県病院局処務規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成23年 3月31日

福島県病院事業管理者 高 地 英 夫

福島県病院局管理規程第 8 号

福島県病院局処務規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程

福島県病院局処務規程の一部を改正する規程（平成22年福島県病院局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

附則中「同年 4月 1日」を「企業管理規程で定める日」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

（病院総務課）

福島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成23年 3月31日

福島県病院事業管理者 高 地 英 夫

福島県病院局管理規程第 9 号

福島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程

福島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程（平成23年福島県病院局管理規程第 3号）の一部を次のように改正する。

附則に次のただし書を加える。

ただし、別表の改正規定は、企業管理規程で定める日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

（病院総務課）